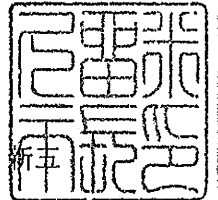


上津クリーンセンター不燃性粗大ごみ仮置場の管理運営及び運搬業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和4年7月14日

久留米市長 原口



1 入札に関する事項

- (1) 業務名：上津クリーンセンター不燃性粗大ごみ仮置場の管理運営及び運搬業務委託
- (2) 履行場所：上津クリーンセンター場内及び宮ノ陣クリーンセンター場内
- (3) 業務内容：別紙「上津クリーンセンター不燃性粗大ごみ仮置場の管理運営及び運搬業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで
- (5) 入札書比較価格：4, 337, 000円（税抜）
- (6) 最低制限比較価格：なし

2 入札に参加する者に必要な資格

入札書提出締切時点で、単独の事業者の場合は、(1) から (9) 及び(11)までの全ての要件を満たすこと。また、共同事業者の場合は、共同事業者全体で (9) の要件を満たすとともに、それぞれ構成員で (1) ～ (8) 及び (10) ～ (11) の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (6) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づき久留米市一般廃棄物（ごみ）処理業（収集・運搬）の許可（以下「久留米市一般廃棄物収集運搬業許可」という。）を受けていること。
- (9) 本件業務開始日までに受託業務の実施に必要な車両及び器材等および必要な人員（雇用関係がある者に限る。）を確保できること。
- (10) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業者（対象業務を共同

して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時までには共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。

(1 1) その他の要件

前号までに掲げる要件を満たす者が入札に参加しようとする場合において、以下の関係を有する場合については、当該関係を有する者のうち1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア. 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合(当該子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する更生手続が存続中の会社である場合を除く。)

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

② 人的関係が次のいずれかに該当する場合(アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

ア. 一方の会社の役員(会社の代表権を有する取締役(代表取締役)又は取締役(社外取締役・非常勤取締役を含む。))をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ 前項目に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、且つ、入札の適正が阻害されると認められる場合

3 入札参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、(1)に掲げる書類を(2)に示すところにより提出すること。なお、企業体による場合は以下(1)の③から⑧までに掲げる書類等については、代表者及び構成員全てについて提出すること。

(1) 入札参加資格の確認に必要な書類

① 入札参加資格確認申請書(第1号様式)

② 共同企業体協定書(第2号様式)、出資割合協定書(第2号様式の2)、企業体構成員間の委任状(第2号様式の3)

※ただし、企業体の場合のみ提出すること。

③ 納税証明書等(滞納なし証明書)

	税 種	証明書発行所	法 人	個 人
国 税	法人税	所轄税務署	○	
	所得税			○
	消費税・地方消費税		○	○
県 税	法人事業税	県税事務所	○	
	個人事業税			○
	自動車税		○	○
市 町 村 税	法人市民税	市	○	
	市県民税			○
	固定資産税		○	○
	軽自動車税		○	○
国 保	国民健康保険料	市		○

④ 登記事項全部証明書(個人の場合は、身分証明書)

⑤ 業者調書(第3号様式)

添付書類:委託契約書の写しなど

⑥ 誓約書(第4号様式)

⑦ 調査等承諾書(第5号様式)

(2) 提出期間、提出先、提出方法

① 提出期限:令和4年7月26日(火)17:00必着

② 提出先:久留米市環境部施設課(上津クリーンセンター3階事務室
、久留米市上津町2199-35)

③ 提出方法:持参もしくは郵送

郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。提出に際し、提出者の会社名、所属名、氏名等が分かるようにすること。

期限までに提出がなかった場合は、本件の入札に参加出来ないものとする。

(3) 入札参加資格の審査結果通知

入札参加資格の確認についての審査結果は、令和4年8月10日(水)までに、入札参加資格審査結果通知書(第6号様式)により通知する。この場合において、入札参加資格を有しないとした場合はその理由を付する。

入札参加資格を有する旨を通知した後、認定を取り消す場合は、入札参加資格認定取消通知書(第7号様式)により通知する。

4 質疑及び回答

仕様書その他本件業務の内容について質疑(入札に必要な事項に限る。)がある場合は、以下により入札質疑書(第8号様式)を提出すること。

① 提出期限:令和4年7月15日(金)から令和4年7月25日(月)午後5時まで

② 提出先:久留米市環境部施設課(上津クリーンセンター3階事務室)

③ 提出方法:「8 問い合わせ先」に示すところへFAXまたはメールで行うこと。

※電話等による質問は受け付けない。

④ 回答方法:質問者にファックスまたはメールで回答。ただし、質問内容によっては、本市

ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 入札方式

- ① 条件付一般競争入札とする。
- ② 郵便による入札とする。
- ③ 入札に参加者は、入札書提出期間内に入札書を所定の場所へ一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送すること。

イ. 入札書提出期間：令和4年8月12日（金）から令和4年8月19日（金）
17時00分（必着）まで

ロ. 指 定 場 所：〒830-0052
久留米市上津町2199-35
久留米市環境部施設課（上津クリーンセンター） 行

- ④ 郵送する際の封筒は、長3封筒とし、入札書を入れ郵送すること。なお、封筒の表には、次のように記載すること。

〒830-0052

久留米市上津町2199-35

久留米市環境部施設課（上津クリーンセンター）行

入札書在中

入札番号

上津不燃性粗大ごみ

また、封筒の裏面には、送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名、及び電話番号）を記入すること。

- ⑤ 久留米市に到着した入札書は書き換え、引き換え、引き取り、又は撤回をすることはできない。
- ⑥ 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- ⑦ 入札回数は、1回とする。

(2) 入札書に記入する金額

業務委託料の額（消費税及び地方消費税の額を除く金額。）を記入すること。

(3) 予定価格及び最低制限価格

入札 「上津クリーンセンター不燃性粗大ごみ仮置場の運営管理及び運搬業務委託」

入札書比較価格 4,337,000円（税抜）

最低制限比較価格 なし

(4) 開札の日時及び場所

- ① 日時：令和4年8月24日（水） 14時30分
- ② 場所：上津クリーンセンター3階大会議室（久留米市上津町2199-35）

(5) 開札の立会

- ① 開札の立会人は、入札に参加している者から抽選で決定し、指名する。指名された者以

外で入札に参加している者は、開札場所での傍聴を許可する。なお、立会人、傍聴人については、1者1名とする。

- ② 開札の立会人は、開札の前日までに決定し、立会人に電話及びFAXにより通知するものとする。
- ③ 前2号の規定により指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない久留米市職員を立ち合わせる。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札参加資格のない者が入札したとき
- ② 入札に関する条件に違反したとき
- ③ 入札書に記名押印がないとき
- ④ 入札書を訂正した場合に訂正箇所には訂正印がないとき
- ⑤ 入札書の金額等に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき
- ⑥ 入札書に金額の記載がないとき
- ⑦ 予定価格を上回った価格の入札
- ⑧ 最低制限価格を下回った価格の入札

(7) 落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、「抽選」により落札者を決定する。なお、この場合、「抽選」の辞退はできない。

(8) 入札心得

- ① 入札は、郵便のみとする。
- ② 入札書は、黒又は青色のボールペン又はインクを用い（鉛筆は不可）、楷書ではっきり記入すること。
- ③ 入札書に使用する言語は、日本語とする。また、入札金額は日本国通貨による表示とする。
- ④ 入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者を問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額にその100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

6 契約に関する事項

- (1) 契約条項を示す場所 久留米市環境部施設課上津クリーンセンター3階事務室
(久留米市上津町2199-35)

(2) 契約締結及び契約保証金

落札した者は、落札日の翌日から起算して6日以内(期間満了日が久留米市の休日を定める条例(平成元年久留米市条例第35号)第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで)に市が示す契約書により契約締結の手続をすること。

契約締結時に各年度の委託料の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。ただし、久留米市金銭会計規則第105条に規定する有価証券又は市が确实と認める金融機関の保証若しくは保険会社との間に本市を被保険者とする契約保証をもって代えることができるも

のとし、この場合においては保証契約の証書を提出すること。

契約保証金、有価証券又は証書は、受託業務の履行が完了した後に還付する。この場合において、契約保証金には利息を付さないものとする。

また、契約締結後は、業務準備計画書及び久留米市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託に伴う受託業者の届出に関する要領に基づき、関係書類を提出すること。

(3) 契約の変更

以下の場合には契約を変更する。

- ① 消費税及び地方消費税率に変更が生じたとき。
- ② 委託期間内に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき、契約金額が著しく不相当であると認められるとき。

(4) 契約の解除

以下に該当する場合は、契約を解除する。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- ② 役員又は従業員等について、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があると認められるとき。
- ③ 違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実行為があると認められるとき。
- ④ 仕様書その他市が定めた方法により業務が履行されないとき。
- ⑤ 受託者の責めに帰する事由により業務を履行できないと認められるとき。

7 その他の注意事項

- (1) 本件入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。
- (2) 本件入札に関し、市に提出した申請書及び添付書類については、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）の定めるところにより、その内容が開示される場合がある。
- (3) 本件入札に関し、市に提出した申請書及び添付書類については返却しない。
- (4) この要領に定めがない事項については、市の指示するところによる。

8 問い合わせ先(事務局)

久留米市環境部施設課（上津クリーンセンター3階事務室）

郵便番号 〒830-0052

所在地 久留米市上津町2199-35

電話 0942-65-3591(直通)

FAX 0942-21-0302

Mail cleancnt@city.kurume.lg.jp

<参考>

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第百六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(一般競争入札の公告)

第百六十七条の六 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

○会社法第2条第4号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。
- 三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 子会社
 - ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
- 四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

○会社法施行規則第3条

法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

○民事再生法第2条第4号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であつて、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。
- 二 再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあつては再生債務者、管財人が選任されている場合にあつては管財人をいう。
- 三 再生計画 再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第一百五十四条に規定する条項を定めた計画をいう。
- 四 再生手続 次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。

○民事再生法第64条第2項

裁判所は、再生債務者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）の財産の管理又は処分が不当であるとき、その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続の開始の決定と同時に又はその決定後、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「管理命令」という。）をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の管財人を選任しなければならない。

○会社更生法第67条第1項

管財人は、裁判所が選任する。

2 法人は、管財人となることができる。

3 裁判所は、第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。